

仲間と一緒に楽しく

令和2年度
(2020年度)

保険期間
令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで

スポーツ安全保険®のあらまし

スポーツ安全保険は、誰もが安心してスポーツや文化などの**団体・グループ活動**(社会教育活動)に参加できるようにするため、(公財)スポーツ安全協会が損害保険各社と協力して作り上げた、小さな掛金で大きな補償が得られる**公益目的事業**です。スポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社8社(P.8参照)との間で保険契約を締結しています。

 公益財団法人 **スポーツ安全協会**

■加入の対象となる団体・グループ



スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う**4名以上**のアマチュアの団体・グループ(以下「団体」と表記)がご加入になれます。



スポーツ活動




文化活動



ボランティア活動

○ご加入いただける団体の例: スポーツ少年団、野球チーム、ママさんバレーチーム、総合型地域スポーツクラブ、会員制スポーツクラブ、企業・大学のクラブ活動、各種同好会、各種教室・講座、老人クラブ、ボランティアサークル、学童クラブ、放課後子ども教室、町内会、青年団、PTA、一定の資格のある指導者の団体などがご加入いただけます。

×家族だけでの活動、プロスポーツ、営利活動を行う団体は加入できません。(会員制スポーツクラブ等の場合、その会員・参加者は加入できます。)

■3つの補償を完備 加入手続きを行った団体の構成員を被保険者(P.5  各種解説①参照)として以下の補償が付帯されています。



傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

※熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も対象



賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、**法律上の損害賠償責任を負うこと**によって被った損害を補償



突然死葬祭費用保険

突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償



■補償対象となる事故の範囲

■加入手続きを行った団体の活動に関する、**日本国内**での次の事故が補償の対象となります。

団体での活動中 : 団体の管理下における**団体活動中**(注1)の事故

往復中 : 団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅(注1)との通常の経路往復中の事故(注2)

※AW区分に限り、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、傷害保険の熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒、突然死葬祭費用保険の補償は「団体での活動中およびその往復中」のみが対象となります。

(注1)「団体の管理下における団体活動中」、「自宅」の定義はP.5  各種解説②をご覧ください。

(注2)自動車運転中の事故は賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

■学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外 **学校管理下か否かは、学校長の判断によります。**

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所(以下「学校」と表記)が組織する団体(学校部活動等)における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。

■次あげるものは「団体の管理下における団体活動」とはならず対象外

- 加入団体での活動と同一の競技種目・活動内容であっても、P.5各種解説②の要件を満たさない場合
 - (例1)ソフトボールの団体に加入しているメンバーの数名が、個人的に任意で他のチームの練習に参加した場合
 - (例2)自転車や陸上競技、スキー、剣道などの団体に加入しているメンバーが、単独で練習に出かけた場合
- 個人的な活動を兼ねてハイキングの下見に行く場合 ●個人でスキーに出かけた場合 など

1 加入区分・掛金・補償額

P.2、P.3とを
合わせて
ご覧ください。

加入区分は加入者ご
とにご選択ください。
年度途中での変更
はできません。

■一般団体の加入区分 | 団体活動を行う4名以上の方々でご加入ください。

| 加入対象者 | 補償対象となる団体活動 <small>学校管理下を除く</small> | スポーツ 活動 | 文化 活動等 | 危険度の 高い スポーツ 活動 | 加入 区分 |
|--|--|------------|-----------|--------------------------|--|
| | | | | | |
| 子ども (中学生以下) ※特別支援学校 高等部の生徒 を含む | スポーツ活動 文化活動 ボランティア活動 地域活動 | ○ | ○ | × | A1 |
| | 上記団体活動に加え、個人活動も対象 AW区分の特長 個人活動・個人練習なども補償の対象となります。 | ○ | ○ | × | AW |
| 大人 (高校生以上) | スポーツ活動(指導・審判を含む) 64歳以下はC区分、65歳以上はB区分となります。年齢の判断は、「令和2年4月1日」と 「掛金の支払い手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。 スポーツ活動とは 運動競技および身体運動であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいいます。 なお、次の活動もスポーツ活動となります。(危険度の高いスポーツ活動はD区分での加入となります。) ●健康美容体操、エアロビクス、ジャズダンス、太極拳、ヨガ、ストレッチ体操などのフィットネススポーツ ●社交ダンス、フォークダンス、バレエ、洋舞、阿波踊り、よさこい、よさこいソーラン、 レクリエーションダンス、パトントワリング、カラーガードなどのダンス、踊り ●ウォーキング、ハイキング、軽登山、釣り、キャンプ、サイクリングなどの野外活動 ●運動会、球技大会など | ○ | ○ | × | C 64歳以下 |
| | 文化活動 (例)音楽、囲碁将棋、絵画、陶芸、料理、書道、華道、茶道など ボランティア活動 (例)交通安全、学校支援、環境美化など 地域活動 (例)防犯、防災、青年団、町内活動など 準備・片付け・応援・団員への送迎 ※送迎中の自動車事故については、賠償責任保険の対象となりません。 A2区分ではスポーツ活動(指導・審判を含む)中の事故は補償の対象となりません。 ダンス・踊り、ウォーキング等の野外活動はスポーツ活動となります。 ボランティア、地域活動、団体活動の支援であってもその活動にスポーツ活動が含まれる 場合や、加入団体でのスポーツ活動中の事故を含めて補償を受けたい場合は、C区分、 B区分またはD区分でご加入ください。 | ○ | ○ | × | B 65歳以上 |
| | 危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む) 次の活動が対象となります。 ●山岳登山(はり) ●アメリカンフットボール ●ボブスレー、リュージュ、スケルトン ●スカイダイビング ●航空機(グライダーおよび飛行船を除く。)の操縦 ●超軽量動力機(注2)、 ハンググライダー(注3)、ジャイロプレーンの搭乗 ●その他これらに類するスポーツ活動 (注1)冬山登山、岩登り、氷登り、フリークライミング(スポーツクライミングを除く。)など特 殊な技術と経験を要するもの。(具体的には、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの 登山用具を使用するもの) (注2)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を用い、パラプレー ン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。 (注3)パラグライダーの搭乗は、C区分またはB区分となります。 | × | ○ | × | A2 A2区分は 65歳以上 の方も加入 できます。 |
| 全年齢 | 危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む) 次の活動が対象となります。 ●山岳登山(はり) ●アメリカンフットボール ●ボブスレー、リュージュ、スケルトン ●スカイダイビング ●航空機(グライダーおよび飛行船を除く。)の操縦 ●超軽量動力機(注2)、 ハンググライダー(注3)、ジャイロプレーンの搭乗 ●その他これらに類するスポーツ活動 (注1)冬山登山、岩登り、氷登り、フリークライミング(スポーツクライミングを除く。)など特 殊な技術と経験を要するもの。(具体的には、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの 登山用具を使用するもの) (注2)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を用い、パラプレー ン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。 (注3)パラグライダーの搭乗は、C区分またはB区分となります。 | ○ | ○ | ○ | D |

傷害保険 入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。(各自治体の助成等で治療費がかからない
場合でもお支払いの対象となります。)手術保険金についてはP.4傷害保険[支払われる保険金(5)]をご覧ください。
賠償責任保険 自動車、航空機、船舶を使用した活動を行う団体は、P.5賠償責任保険[保険金が支払われない主な場合(2)③]をご確認のうえご加入ください。

| 年間掛金 (1人当たり) | 対象 範囲 | 傷害保険金額 | | | | 賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし) | 突然死葬祭 費用保険 支払限度額 |
|-----------------|-----------------|---------|--------------|--|--------------------|---|------------------------|
| | | 死亡 | 後遺障害 (最高) | 事故の日からその日を含めて180日以内 入院 18日以下/ 180日超過 | 入院 18日以下/ 30日超過 | | |
| 800円 | 団体活動中 とその往復中 | 2,000万円 | 3,000万円 | 4,000円 | 1,500円 | 対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円) | 180万円 |
| 1,450円 | 上記以外 | 2,100万円 | 3,150万円 | 5,000円 | 2,000円 | 対人・対物賠償 合算1事故 5億500万円 (ただし、対人賠償は1人 1億500万円) | 対象外 |
| 1,850円 | 団体活動中 とその往復中 | 2,000万円 | 3,000万円 | 4,000円 | 1,500円 | 対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円) | 180万円 |
| 1,200円 | 団体活動中 とその往復中 | 600万円 | 900万円 | 1,800円 | 1,000円 | 対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円) | 180万円 |
| 800円 | 団体活動中 とその往復中 | 2,000万円 | 3,000万円 | 4,000円 | 1,500円 | 対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円) | 180万円 |
| 11,000円 | 団体活動中 とその往復中 | 500万円 | 750万円 | 1,800円 | 1,000円 | 対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円) | 180万円 |

WEB限定 短期スポーツ教室の加入区分 | 教室ごとに4名以上でご加入ください。

| 加入対象者 | 補償対象となる団体活動 | スポーツ 活動 | 文化 活動等 | 危険度の 高い スポーツ 活動 | 加入 区分 |
|--------------|--|------------|-----------|--------------------------|----------------------|
| WEB限定 全年齢 | 短期スポーツ教室(開催期間3か月以内のスポーツ教室)の活動 参加者の知識および基礎技術の習得を目的とし、以下の条件をすべて満たす講義・講習型のスポ ーツ教室(文化活動の教室で開催期間中にスポーツ活動を行う教室を含みます。)が対象となります。 ●実施する教室ごとに、募集要項に基づいて参加者を募集している。 ●活動場所に指導者がおり、参加者を指導・監督している。 ●予め活動場所、日時および参加者が定められており、活動期間が3か月以内である。 ※D区分に該当する危険度の高いスポーツを行う教室を除きます。 野球大会等の競技会、短期の行事・イベント、各種クラブの夏季練習会・合宿、一時的に組織され た選抜チーム、トレンなど、単に活動期間が3か月以内に限定されている活動は該当しません。 | ○ | ○ | × | 短期 スポ ーツ 教室 |

インターネット(スポ安ねっと)をご利用になれない場合は、上記一般団体の加入区分でご加入ください。

| 年間掛金 (1人当たり) | 対象 範囲 | 死亡 | 後遺障害 (最高) | 事故の日からその日を含めて180日以内 入院 18日以下/ 180日超過 | 入院 18日以下/ 30日超過 | 賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし) | 突然死葬祭 費用保険 支払限度額 |
|-----------------|-----------------|---------|--------------|--|--------------------|---|------------------------|
| 800円 | 団体活動中 とその往復中 | 2,000万円 | 3,000万円 | 4,000円 | 1,500円 | 対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円) | 180万円 |

ご注意 ■この保険は同一団体で1口しか加入できません。 ■複数の団体に所属されている方は、団体ごとにご加入ください。

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

2 支払われる保険金・保険金が支払われない主な場合

対象となる事故

傷害保険

被保険者が日本国内において団体での活動中および往復中に、**急激で偶然な外来**の事故により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院が補償されます。

※AW区分にご加入の場合は、上記に加え、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を除きます。



賠償責任保険

被保険者が日本国内で行う団体での活動中および往復中に、またはそれを行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、**法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。**

※AW区分にご加入の場合には、上記に加えて、「団体での活動中およびその往復中」以外に発生した賠償事故も対象となります。

- (例1) 野球で打ったボールが道路走行中の他人の車に損害を与え、プレイヤーが損害賠償責任を負う場合
- (例2) 子ども会の行事で海水浴をしている間に、子どもがおぼれて亡くなり、指導者が管理上の賠償責任を負った場合
- (例3) 団体活動への往復中、自転車で通って歩行者とぶつかりケガをさせた場合
- (例4) 団体活動中に、一時的に借用した体育施設の窓ガラスを割ってしまった場合



突然死葬祭費用保険

被保険者が日本国内において団体での活動中および往復中に突然死(※1)した場合、**被保険者の親族が葬祭費用を負担したとき**に対象となります。

※突然死とは、急性心不全等の心・血管系または脳血管系等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とし、下記のいずれかに該当する死をいいます。
 ①団体での活動中および往復中の死亡
 ②団体での活動中および往復中に顕著な体調変化が確認(※2)され、そのときから24時間以内の死亡(※1)。ただし、その顕著な体調変化に顕著な変化がある死亡に限ります。
 (※1)被保険者以外の第三者により確認されたものに限りません。
 (※2)顕著な体調変化の時から24時間経過後時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。

○ 支払われる保険金

- 事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が保険金支払いの対象となります。ただし、**通院保険金の支払日数は、1事故について30日が限度となります。**
- 入院・手術・通院保険金のお支払いは原則として医師の治療が必要となります。柔道整復師の施術については、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合は、「医師」の治療とみなされます。
- 死亡された場合、死亡保険金額の全額が支払われます。ただし、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金額から既に支払われた金額を控除した残額が支払われます。
- 後遺障害保険金は、以下の金額が支払われます。
 ・約款で定める第1級に該当する後遺障害は後遺障害保険金最高額
 ・約款で定める第2級～第14級に該当する後遺障害は、死亡保険金額の4%～89%
- なお、保険期間を通じて約款記載の保険金額が支払限度となります。
- 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医療診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けた場合に、保険金が支払われます。
【お支払額】 入院中の手術：入院保険金日額の10倍
 入院中以外の手術：入院保険金日額の5倍

ただし、1事故につき事故の日を含めて180日以内の手術1回に限られます。1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみが支払われます。※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。※支払対象となる「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)なお、治療を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません。(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)

- 通院・通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても、入院・通院保険金は重複して支払われません。
- 入院・通院保険金は、健康保険や他の保険からの給付、損害賠償金などと関係なく支払われます。

× 保険金が支払われない主な場合

- 次のような事由により生じた傷害
 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転
 ③被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む。)、心神喪失
 ④被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)
- 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱*、放射能汚染など
 ※テロ行為によるケガは対象となります。
- むちうち症、腰痛などで、医学的見解の異なるもの
- 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。)
- ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害
- AW区分の「団体での活動中および往復中」以外に発生した熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒
- 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。
 ①急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用保険の対象となります。)

- 野球、野球、テニス肘、後背骨折、関節痛、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害
- 成長痛、加齢に伴うもの(変形性関節症、変形性腰椎症、腰痛分断症など) など
- 他の身体の障害または疾病の影響
 ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 など



- 法律上の賠償責任が発生しない損害
 (例) サッカーで蹴ったボールが相手に当たり、ケガをさせた場合、かかっているメガネを破損させた場合
 ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、不可避的に起こってしまう事故もあります。このような事故については、多くの場合、**法律上の賠償責任はないものと考えられます。**なお、スポーツ以外の活動についても同様です。
- 体育施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備が原因で、構成員などがケガをした場合
 ※この場合、施設の管理・運営者に賠償責任が発生し、団体員個人に賠償責任は発生しないものと考えられます。
- 次のような事由に起因する損害
 ①被保険者の故意
 ②被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打
 ③自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)-航空機(グライダー、飛行機およびモーターハンブグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。)-船舶(人力または風力を原動力とするものを除く。)-の所有、使用または管理(例)集合場所へ行く途中、自動車で事故を起こして賠償責任を負った場合は支払われません。ただし自身のケガは、傷害保険の対象となります。
- 狩猟
 ⑤地震、噴火、津波などの天災、戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など
 (3)被保険者と同居する親族に対する賠償責任

- 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(ただし、練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を壊した場合は支払われます。)
- テニスラケット、バレーボールネットなどを借りて行って壊した場合
 ※この場合、借り主が賠償責任を負います。一時的に使用している体育施設の窓ガラスを割ってしまった場合は支払われません。
- 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害
 (例) ハイキングに行くために作ったおにぎりが原因で、第三者が食中毒となった場合には支払われません。
- 学校、保育所の管理下の活動中、児童、生徒、学生または幼児の活動に起因する損害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動に起因する損害には支払われます。)
- ご加入の加入区分で補償ができない活動に起因する損害
 (8)被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害(ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。)
- 被保険者が公務員(ただし、スポーツ推進委員、部活動指導員など、非常勤で団体活動を指導する者を除く。)として職務上遂行した業務に起因する損害
 (10)日本国外で行う活動に起因する事故(AW区分については一部対象となります。)
- 補償期間外に発生した事故 など

- 被保険者の親族が負担する次の葬祭費用に対して、180万円を限度として、その実費が支払われます。
<保険金の支払い対象となる葬祭費用>
 通夜、祭壇、火葬、戒名料、お布施、献花、埋葬、石塔、墓石、墓地、仏壇、香典返し等、葬祭に要した一切の費用(初七日・四十九日法要などその後の費用を含みます。)
- 保険金の支払いに際し、領収証や振込明細書等、支出額・支出内容のわかる資料をご提出いただき、資料のご提出が困難な費用(お布施等)に関しては、費用負担者のご申告に基づき、保険金が支払われます。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合には、次のとおりとなります。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合は、他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。他の保険契約で保険金や共済金が支払われている場合は、既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。

- 次のような事由により生じた突然死
 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転
 ③被保険者の心神喪失
 ④被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置
 ⑤地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など
- 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。)
- AW区分の「団体での活動中および往復中」以外に発生した突然死
- 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故
- 傷害保険の死亡保険金の支払い対象となる死亡
- 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用 など

1 被保険者とは

当保険において補償を受けることができる方をいいます。当保険では加入手続きを行った際にご提出いただいた団体員名簿に記載のある方が被保険者となります。ただし、賠償責任保険に限り、加入者が子どもなどで責任能力がない場合は、その親権者などの法定監督義務者を被保険者として扱います。

2 団体の管理下における団体活動とは

次の2つの条件をいずれも満たす活動をいいます。
 ・日時、場所、内容等、団体が定めた活動計画に基づき、指導監督者等の指示に従った活動
 ・加入時にご提出いただいた団体員名簿に記載された者が集って行う活動
 具体的には集合から解散までの間となります。



※合宿などの場合は、宿泊、旅行の全行程が対象となります。

なお、団体の指示に基づいた次の活動については「団体の管理下における団体活動」として扱います。

- 被保険者が団体の代表として、団体代表者の承認を得て、国、地方公共団体、(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本レクリエーション協会等(加盟団体およびその傘下団体を含む。)が市区町村以上の規模で開催する各種研修会、講習会または競技会に参加して行う活動
 (注) 競技会における事故は補償されませんが、別途、選抜チーム・トレセン等の管理下で実施される活動(練習・合宿等)は補償されません。その際には選抜チーム・トレセンの団体としてご加入ください。
- 大会説明会、抽選会への出席等、団体の運営上必要な付随活動
- 昇格、昇段試験または資格取得の各種審査会等に参加して行う活動 など

3 自宅とは

被保険者の居住の用に供する建物(敷地を含む。)をいいます。ただし、アパート、マンション等の共同住宅においては、ドアより内側の専用居住区画(専用使用権のある共用部分を含む。)をいい、学生寮、寄宿舎等の共同宿舎においては建物(敷地を含まない。)をいいます。例えば、集合場所に向かう際に自宅内で発生した事故については、往復中の事故には含まれず補償の対象とはなりません。